

「産業廃棄物税の広域的導入」に伴う政策効果の検証結果

【幹事】 福岡県 総務部 税務課

【参加県】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

目的

循環型社会の一層の推進を図るため、平成17年4月に一斉導入した産業廃棄物税に関して、九州各県共同で、税導入の目的である産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進について、政策効果の検証を行う。

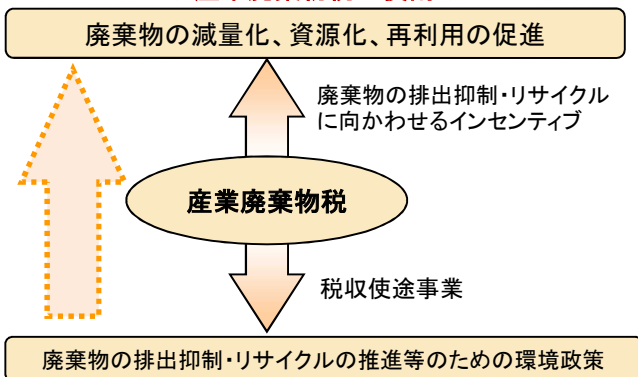
取組内容・成果

- 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進等を図り、循環型社会の形成に資するための税の導入に向けて、九州各県が共同で検討し、平成17年4月から産業廃棄物税を一斉導入。（沖縄県は18年4月から導入）
- 施行後5年を目途に社会経済情勢等を踏まえ、条例の規定について検討。
- 平成29年度～令和元年度、九州各県共同で政策効果について分析・検証を行い、九州共同報告書を作成。

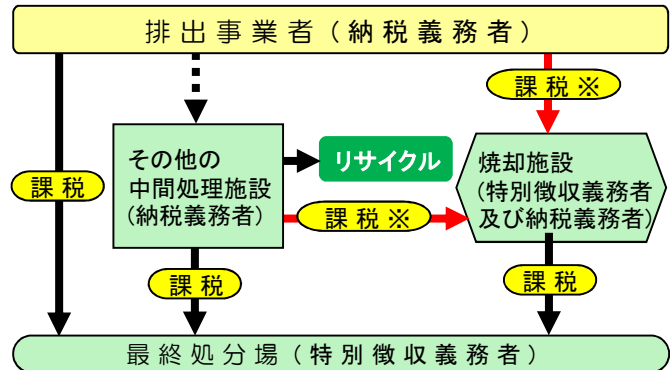
〈報告書の内容〉

- ・九州各県が連携し、目的を同じくする税制を一斉導入したことに大きな意義があった。
- ・九州における産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入量は税導入当初と比較して減少している。
- ・今後とも各県が協力して循環型社会の実現に向けた更なる取組みを推進していくことが重要である。

〈産業廃棄物税の役割〉

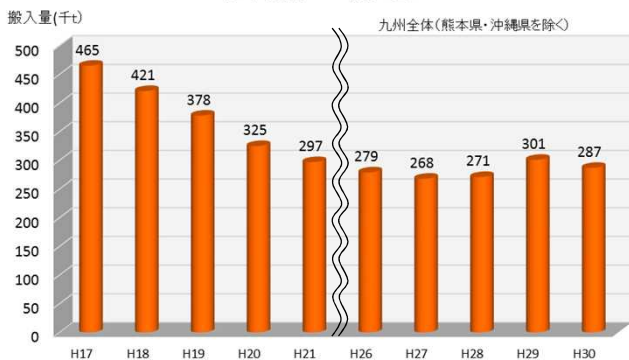


〈税制の仕組〉



※ 熊本県と沖縄県は最終処分業者特別徴収方式を採用しているため、焼却施設への搬入に対しては課税されない。（上図の赤矢印部分）

焼却施設への搬入量



最終処分場への搬入量



今後の取組

- 産業廃棄物の広域的な導入に伴う政策効果等の検証作業について、今後も九州各県が連携しながら行う。
- 九州共同報告書を踏まえて各県が制度継続について最終的な判断を行い、条例の改正を行う。